

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 25. 6. 13 第 183 回国会第 10 号

6 月 13 日（木）、第 10 回の委員会が開かれました。

## 1 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出第 60 号）

- ・森国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 浜 地 雅 一 君（公明）

- ・一段階目の手続に関し、共通義務の確認に際して契約時における事業者側の対応の差異による対象消費者の選別、訴訟が棄却された場合の他の特定適格消費者団体に対する判決の効力、事業者による抗弁の可否、また、本制度における和解の重要性について伺いたい。
- ・二段階目の手続に関し、債権の届出をしなかった者が後から訴訟を起こした場合、その者に対しても判決の効力を持たせることについて、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・弁護士費用に関し、法テラスの基準を参考にすることについて、森国務大臣の意見を伺いたい。

### 郡 和 子 君（民主）

- ・附則第 3 条の見直し規定を踏まえ、製品事故等の拡大損害や個人情報流出事案など本制度が対象外とした損害について、今後の検討課題とすべきと考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・裁判所は、共通義務確認の訴えに対し、簡易確定手続で対象債権の存否及び内容が迅速に判断できないとした場合、当該訴えを却下できるとされているが、却下の要件等については、あらかじめ示しておく必要があるのではないか。この場合の却下要件及び想定される事案について伺いたい。
- ・一段階目の共通義務確認訴訟において、特定適格消費者団体は、事業者に対し、対象債権の総額の範囲内で仮差押えができるとされているが、一段階目の時点で対象債権の総額が算定できる根拠を明らかにされたい。

### 生 方 幸 夫 君（民主）

- ・手続追行主体を個人ではなく、特定適格消費者団体としたメリットとデメリットについて伺いたい。また、本法施行後、どのくらい特定適格消費者団体が、認定される見込みと考えているか伺いたい。
- ・多くの被害消費者を救済するため、全国の消費者に本

制度について認知してもらう必要があると考えるが、周知の在り方について、森国務大臣の見解を伺いたい。

- ・当該訴訟手続について認知していなかったため、本制度の手続に加入できなかった被害消費者に対し、当該事業者が個々に救済措置を行うよう行政指導する方法も考えられるが、このような被害消費者への対応について、森国務大臣の見解を伺いたい。

### 岩 永 裕 貴 君（維新）

- ・適格消費者団体による差止請求訴訟は、現在までに 30 件程度である。この件数が多いのか少ないのか、少ないとしたら何らかの障害があつてのものなのか、森国務大臣の評価を伺いたい。
- ・本制度では特定適格消費者団体に相当の金銭的負担がかかるが、金銭的負担が訴訟の提起をためらわせるようなこととなつてはならない。こうしたリスク排除のため、何らかの支援が必要ではないか。
- ・本法律案では被告を消費者契約の相手方事業者に限定しているが、製品に瑕疵がある場合など製造業者が被告となった方が最終的な責任の所在が明らかになる場合もある。被告を消費者契約の相手方に限定した理由を伺いたい。

### 上 西 小 百 合 君（維新）

- ・独立行政法人国民生活センターの在り方については、時の政権によって対応が様々であった。今後、国民生活センターをどう位置付けるのか。また、消費生活センターの存在の周知・支援の在り方について森国務大臣に伺いたい。
- ・本法律案の成立に向けた森国務大臣の意気込みを伺いたい。
- ・本制度では相当多数の財産的被害の存在が訴訟の要件となっているが、1 社当たりの被害者は少数でも同種の被害が多数の事業者により起きている場合についても、本制度の対象となるのか。

## **権 名 毅君（みんな）**

- ・本制度の施行が日本経済に与える可能性のあるダメージの規模について、定量分析を行っているか伺いたい。
- ・本法律案策定の根拠となっている消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項は、必ずしも集団訴訟にこだわっていると解釈することはできず、訴訟は最後の手段としてADR等の訴訟外の制度の整備を優先すべきと考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案の仕組みでは第一段階で敗訴しても判決の効力が消費者には及ばないことから、それを逆手にとって、特定適格消費者団体が「お試し訴訟」を起こす可能性について、森国務大臣の見解を伺いたい。

## **小宮山 泰 子君（生活）**

- ・本制度が施行された場合、海外の事業者、宗教法人、政治団体、NPO、金融機関は被告となり得るか、当該法人が解散、破産等の状態にある場合はどうか、また、在外邦人は原告となり得るかについて、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・特定適格消費者団体の報酬・費用の額、算定方法等についてのガイドライン策定の必要性及び特定適格消費者団体のする仮差押えの担保の仕組みを工夫する必要があると考えるが、いかがか。
- ・消費者被害の救済に当たっては、弁護士のみならず、司法書士や消費生活センター、地方自治体等の連携が必要と考えるが、いかがか。